

議会機能の充実強化を求める緊急要請骨子

平成 21 年 12 月 15 日

全国都道府県議会議長会

地方分権をさらに推進するためには、地方政府における自治立法権を担う地方議会が住民に対する説明責任を果たしながら、政策立案機能、監視機能を十分に発揮する必要がある。

地方議会の法的権限を強化するとともに、地方議会議員の責務の明確化及び活動基盤を強化するため、次の事項を要請する。

- (1) 第 29 次地方制度調査会が答申した議会の権限強化等にかかる次の事項について法令改正を行うこと。

契約の締結、財産の取得・処分の議決対象について、条例で定めることができる範囲を拡大すること。

地方自治法第96条第2項を改正し、法定受託事務も議会の議決事件の対象とすること。

議会への経営状況報告の対象となる法人の範囲を拡大すること。

あらかじめ付議された事件に限定されている臨時会の活動能力及び継続審査事件に限定されている閉会中の委員会の活動能力の制限撤廃を含め、会期制の見直しなど、より弾力的な議会の開催のあり方を促進するに必要な措置を講じること。

- (2) 本会がかねてから要請している議会の権限強化のための次の事項について法律改正を行い、地方政府における立法府にふさわしい位置付けを行うこと。

真の二元代表制を実現するため、議長に議会の招集権を付与すること。

議会意思を確実に国政等に反映させるため、議会が議決した意見書に対する関係行政庁等の誠実回答を義務付けること。

住民から選挙で選ばれる「公選職」としての地方議会議員の特性を踏まえ、その責務を法律上明らかにするとともに、責務遂行の対価について、都道府県議会議員については「地方歳費」又は「議員年俸」とすること。

- (3) 議会機能の充実強化及び地方議会議員の責務の明確化に伴い、議員又は会派が住民意思を踏まえた活動を展開する上で必要な制度として、現在法文上調査研究活動に特化されている政務調査費制度を見直し、新たに政策立案、議員活動の説明等を加え、幅広い議員活動又は会派活動に充てることができる制度とすること。